別表第二号（第６条関係） ［第１～第78　略］ 第79　第49条の４の２の２に規定する無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第１から第４までの規定にかかわらず、次のとおりとする。 １　Ｐ０Ｎ電波を使用するもの　2.5MHz ２　Ｑ０Ｎ電波を使用するもの　2.5MHz	**別表第二号**（第６条関係） ［第１～第78　同左］ ［新設］
別表第四号（第12条関係） 電波の型式別空中線電力の換算比の表 ［表略］ 注１　表中ｄは衝撃係数を、daは平均衝撃係数を表す。 ［注２～５　略］	**別表第四号**（第12条関係） 電波の型式別空中線電力の換算比の表 ［表同左］ 注１　表中ｄは衝撃係数（パルス幅とパルス周期との比をいう。）を、daは平均衝撃係数を表す。 ［注２～５　同左］
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

附　則

この省令は、公布の日から施行する。